



ブナリン



イワッペ



アカヨちゃん

**只見線活用プロジェクトチーム  
第1回ワークショップ  
の開催について**

この度、福島県や沿線自治体、有識者等による只見線活用プロジェクトチームを設立します。

これは、只見線の全線復旧を見据え、地域が一体となって只見線を活用した地域振興を推し進めていくため、町民の皆様のご意見・アイディアを募集するものです。

つきましては、次の日程で第1回ワークショップが開催されますので是非ご参加ください。

○とき 5月13日(土)  
○ところ 金山町開発センター大会議室

○内容  
・講演会 午前10時30分～  
・意見交換会 午後1時～

○参加方法  
事前申込み制・参加料無料

○定員 50名(先着順)

○問合せ・申込み先  
総合政策課地域振興係  
(Tel 82・5220)

〈総合政策課〉

**只見町消防団春季  
検閲式を実施します**

只見町消防団では、次により消防春季検閲式を実施します。当日はサイレンが鳴りますが訓練のためですのでご了承ください。

また、日頃の消防団員の活動の様子が見れますのでご覧下さい。

○とき  
4月30日(日) 午前9時から  
○ところ 只見中学校駐車場  
(※雨天の場合は、同校体育館)

○サイレン吹き鳴らし時間  
・午前7時30分  
・午前9時 (計2回)

※雨天の場合は午前9時のみとなります。

〈町民生活課〉  
〈只見町消防団〉

**軽自動車税の減免**

身体等に障がいのある方が所有する軽自動車で、本人または生計を一にする方または、常時介護者が運転するものうち、通学・通院・生業等のために必要と認められるものについて、身体障がい者等1人につき1台の軽自動車税の減免が受けられます。なお、自動車税で同様の減免を受けている場合は軽自動車税の減免を受けることは出来ませんのでご注意ください。

○申請期限 5月12日(金)  
○申請先  
・役場町民生活課  
・朝日振興センター  
・明和振興センター

○持参書類  
・身体障がい者等の手帳  
・印鑑  
・運転免許証

○問合せ先 町民生活課税務係  
(Tel 82・5110)

〈町民生活課〉

**感染症が  
流行しています**

県内では感染性胃腸炎、インフルエンザなどが流行しています。手洗い・うがい・マスクの着用で予防しましょう。

〈保健福祉課〉

- 今週の行事 -

- 5月1日(月) 総合健診(下福井集会施設) 8:30~10:00 受付  
2日(火) 総合健診(楡戸集会施設) 8:30~10:00 受付  
~次週の予定~  
8日(月) 総合健診(蒲生集会施設) 8:30~10:00 受付  
9日(火) 総合健診(塩沢集会施設) 8:30~10:00 受付  
10日(水) 総合健診(八木沢集会施設) 8:30~10:00 受付  
11日(木) 総合健診(長浜集会施設) 8:30~10:00 受付  
12日(金) 総合健診(黒谷入集会施設) 8:30~10:00 受付  
~再来週の予定~  
15日(月) 総合健診(舘ノ川集会施設)  
16日(火) 1歳6ヵ月児健康診査(保健福祉センター)  
3歳6ヵ月児健康診査(保健福祉センター)  
17日(水) 3~4ヵ月児健康診査(御蔵入交流館)  
18日(木) 乳がん検診(明和振興センター)

「第2期 自然首都只見 地域づくり交付金事業」募集について

この事業は、地域の活性化や地域課題の解決、地域コミュニティ機能の向上を推進するため、団体等が行う事業に対して各振興センターで審査し交付金を交付する制度です。

申請窓口 (お問合せ)	只見振興センター (Tel82-2141) 朝日振興センター (Tel84-2111) 明和振興センター (Tel86-2111)
対象団体	町内に活動拠点を有し、町づくり団体として実在する、営利を目的としない住民グループ等。
補助率	10/10
募集期間	平成29年5月8日(月)～5月26日(金)まで。
対象事業	① 地域及び集落活性化のための事業。 ② 地域及び集落課題解決のための事業。 ③ 地域コミュニティ機能の向上を目的とする事業。 ※町の他の補助金を受けている事業又は補助対象となる事業は対象外。
対象外経費	① 団体等の経常的な運営維持管理経費。 ② 人件費(外部の専門技術者等に対するものは除く)。 ③ 食糧費 ④ その他、交付することが適当でない認められる経費。
事務手順	① 団体は、それぞれの申請窓口申請書及び事業計画書を提出。 ② 各振興センターは審査会を行い内容を審査後、交付決定の可否を申請者に通知。(交付決定を受けた団体は、全額を概算払請求できません。) ③ 団体は事業完了後、実績報告書をそれぞれの窓口に提出。 ④ 交付金を交付。 ※申請様式は各振興センターにありますので、ご連絡ください。

次のとおり募集いたしますので応募をお待ちしております。

〈三振興センター〉

# 只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（Tel 82 - 5240）へお問合せください。

職種	賃金(円)	求人者名	所在地 就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
調理補助・洗浄・清掃 雇用期間の定めなし 正社員以外	時給 800円～	㈱ニッコク トラスト	南会津町和泉田字稲場 5510-1 就業場所: 特別養護老人ホーム只見ホーム 電話 0241-72-8577	交代制あり ①5:45-9:45 ②15:30-19:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック限 定可)
輸送用機械器具製造 業 雇用期間の定めなし 正社員	月額 127,890～ 229,390円	㈱会津工 場	只見町大字二軒在家字上タモ 721-1 電話 86-2553	交代制あり ①8:00-17:10 ②4:50-13:40 ③13:10-22:00 ④17:00-5:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種
事務補助員 H30.3.31 まで 正社員以外	月額 140,000～ 183,000円	只見町 商工会	只見町大字只見字宮前 1308 電話 82-2380	8:30-17:15	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定可) パソコン操作(ワ ード・エクセル)
船員(河川)・ 土木作業員 雇用期間の定めなし 正社員	月額 200,000～ 320,000円	㈱南会西 部建設コ ーポレー ション	只見町大字大倉字前沢口 146 電話 86-2131	8:00-17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定不可)
農作業全般 4ヵ月以上 正社員以外	時給 900円～	馬場由人	只見町大字梁取字沖 1077 電話 090-2021-5038	①5:00-8:00 ②9:00-15:00 ③5:00-12:00 ④13:00-18:00 就業時間 応相談	労災	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定可)
厨房・清掃 4ヵ月以上 正社員以外	時給 800～ 850円	森林の分 校ふざわ	只見町大字布沢字大久保 544 電話 71-9511	交代制あり ①6:00-12:00 ②10:00-15:00 ③15:00-22:00	雇用 労災	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定可)
建築板金 4ヵ月以上 正社員	日給 7,000～ 15,000円	梁取板金 (有)	只見町大字長浜字唱平 83 電話 84-2209	7:30-17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定不可)
介護員 4ヵ月以上 正社員以外	日給 6,590～ 8,120円	特別養護 老人ホー ム只見ホ ーム	只見町大字長浜字久保田 1 電話 84-7550	交代制あり ①7:00-16:00 ②8:00-17:00 ③9:00-18:00 ④10:00-19:00 ⑤11:00-20:00 ⑥17:00-10:00 夜勤要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定可)
運送業 雇用期間の定めなし 正社員	日給 8,500円～	永井運送 ㈱	只見町大字大倉字礼堂 8-1 電話 86-2660	交代制なし 8:00-17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車 運転免許一種 (大型自動車免許 優遇)
施設介護員 4ヵ月以上 正社員以外	日給 6,590～ 8,120円	只見町介 護老人保 健施設こ ぶし苑	只見町大字長浜字唱平 31 電話 84-2101	交代制あり ①7:00-16:00 ②9:00-18:00 ③17:30-9:30 ④11:00-20:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車 運転免許一種 (オートマチック 限定可)

〈観光商工課〉

# 飲料水(水道水)放射性物質モニタリング結果

福島県による飲料水(水道水)モニタリング検査の結果(放射性物質の測定結果)をお知らせします。

採取日	採取場所	検査結果
4月13日 ～14日	只見統合簡易水道 次の各地区水源 小林、黒谷、熊亀、塩沢、只見、寄岩、叶津、 不動堂(計8か所)	検出されない

\* 水道水中の放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検査の対象です。  
今後も検査は継続され、随時検査結果を公表します。

〈環境整備課〉

## 重要文化財

### 「旧五十嵐家住宅」

#### 休館のお知らせ

旧五十嵐家住宅の保存修理工事実施のため、次の日程で休館いたします。

○期間

5月8日(月)～

8月31日(木)まで

○問合せ先

教育委員会生涯学習係

(Tel 82・5320)

〈教育委員会〉

## 屋外社会体育施設の 使用を再開します

冬期間利用を中止していましたが、屋外社会体育施設の利用を5月8日(月)より再開します。

○対象施設

・町下運動広場(夜間照明含む)

・町下野球場

・亀岡多目的広場

・つつじヶ丘広場

○施設の利用

各施設とも利用日の7日前まで

に申請書の提出が必要となります。

○問合せ先 教育委員会

(Tel 82・5320)

〈教育委員会〉

### 只見おもしろ学

#### 自然編を開催します

只見町の自然について学びませんか。只見町のいいところを、皆さんの目で再確認しましょう。

○とき 5月25日(木)

午前9時～

午後1時30分

○ところ

恵みの森

森林の分校ふざわ

○集合 朝日振興センター前

9時集合

○移動 バス

○講師 渡部和子さん(館ノ川)

○費用 無料

※別途昼食代千円は自己負担

○持参品

雨具、長靴、タオル、飲み物、  
着替え等、各自必要な物

○定員 15名程度

○申込み期限 5月18日(木)

※今回は朝日振興センターのあすなる学級との共催で行います。参加申込者には後日詳細をお送りします。

○問合せ・申込先

教育委員会生涯学習係

(Tel 82・5320)

〈教育委員会〉

## 緑の募金のご協力を お願いします

### 緑の募金のご協力を お願いします

平成29年度春季「緑の募金運動」を実施しています。

各振興センター窓口に募金箱を設置しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○実施期間 5月31日まで

○問合せ先 農林振興課林政係

(Tel 72・8011)

〈農林振興課〉



## 只見町克雪対策事業

### 募集のお知らせ

今年度の「只見町克雪対策事業」について、次のとおり募集を行います。

○募集期間

5月10日(水)～5月26日(金)

※なお、募集内容については別に掲載しておりますのでご覧下さい。

※本事業は来年度まで実施予定となります。(29年度、30年度で事業終了予定です)

○問合せ先

環境整備課地域整備係

(Tel 82・5270)

〈環境整備課〉

## 次回のお知らせは「5月12日(金)」の発行となります

〈総合政策課〉



ブナリン



イワッペ



アカショウちゃん

## 町営住宅の入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。

○募集する団地名・構造

団地名	構 造	住 所
①大倉団地 3号棟1号室	鉄筋コンクリート3階建 約71㎡	大倉字広田面 1489-4

○申込期間

5月12日（金）正午まで環境整備課必着

○入居資格

- ①世帯所得が月額 15 万 8 千円以下（※給与年収：296万8千円以下）である者
- ②現に住居に困窮していることが明らかなもの。
- ③暴力団員でないもの。

○申込み用紙及び申し込み時に必要な書類などの説明資料は、役場環境整備課及び朝日・明和振興センターにあります。

○応募多数の場合は抽選により入居者の選考を行います。

○当該団地の事前見学を希望する場合や、詳しい内容については地域整備係までご連絡ください。

○問合せ先 環境整備課 地域整備係（Tel 82-5270）

〈環 境 整 備 課〉

## みんなの伝言板

### 只見保養センター「ひとつぶろまち湯」より 定休日の変更について

定休日は通常毎週水曜日ですが、5月3日（水）は営業します。なお、5月9日（火）は臨時休業いたします。

### 福島県南会津保健所より南会津地域の感染症情報のお知らせ

南会津保健所では、今年度から「南会津地域感染症通信」を発行し、家庭や地域における感染症の予防に取り組むこととしました。地域の感染症発生状況や話題のトピックスなどを毎月お届けしますので、ぜひ身近な感染症対策にお役立てください。

「南会津地域感染症通信」は、当所のホームページに掲載しています。

「南会津保健所 南会津地域感染症通信」で検索してください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21150a/nkh17242.html>

○問合せ先 福島県南会津保健所

生活衛生部 医療薬事課（Tel 0241-63-0306）

## 平成29年度 狂犬病予防注射日程表

月日	地 区 名	会 場	受付時間	
五月十日（水）	明和地区	梁 取	梁取集会施設	10:00 ~ 10:30
		塩ノ岐	塩ノ岐集会施設	10:45 ~ 11:00
		小 林	明和振興センター	11:15 ~ 11:45
		大 倉	大倉集会施設	13:10 ~ 13:30
		坂 田	坂田生活改善センター	13:45 ~ 14:00
		布 沢	布沢集会施設	14:15 ~ 14:35
五月十一日（木）	朝日地区	亀岡・深沢	亀岡集会施設	10:00 ~ 10:15
		熊 倉	熊倉公民館	10:25 ~ 10:40
		長浜・荒島	長浜集会施設	10:50 ~ 11:10
		黒谷入	黒谷入集会施設	11:25 ~ 11:40
		黒 谷	朝日振興センター	12:40 ~ 13:20
		上福井	上福井集会施設	13:30 ~ 13:50
		小 川	小川集会施設	14:00 ~ 14:20
		下福井	下福井集会施設	14:30 ~ 14:50
櫛 戸	櫛戸多目的研修集会施設	15:00 ~ 15:10		
五月十二日（金）	只見地区	宮 沢	宮沢集会施設	10:00 ~ 10:10
		叶津・八木沢	八木沢集会施設	10:25 ~ 10:45
		入叶津	入叶津集会施設	11:00 ~ 11:15
		只見・黒沢	只見振興センター	12:30 ~ 13:30
		蒲 生	蒲生公民館（分校跡）	13:50 ~ 14:10
寄岩・塩沢	塩沢集会施設	14:25 ~ 14:50		

### 料金表

登 録 料	3,000 円	
注 射 料	2,650 円	
注 射 済 票 交 付 料	550 円	
再交付	鑑 札	1,600 円
	注 射 済 票	360 円

※ 当日の注射は健康な犬に限らせていただきます。  
犬を抑えられる方が連れてくるようにしてください。

※ 畜犬登録をされている方については、問診表を送付しています。  
内容を記入し、当日忘れずに持参してください。

【料 金】・注射料 2,650円 ・注射済票交付手数料 550円

〈 町 民 生 活 課 〉



## 平成29年度一般社団法人福島県精神保健福祉協会南会津支部 精神保健福祉講演会



高齢化が進み認知症は、身近な話題となっています。  
精神保健福祉協会では、地域の皆様方を対象に認知症に関する講演会を開催します。  
認知症に対する理解を深めることで、予防や早期発見、早期対応が可能となります。  
この機会に「認知症」の正しい知識を身につけてみませんか。  
みなさんの参加をお待ちしています。

### 演題 「認知症の人と地域が共に歩む」

～あったかいまちを目指して～

講師 **竹田総合病院認知症疾患医療センター  
センター長 橋高 一 先生**

**日時** 平成29年5月8日(月) 18:30~19:40

**場所** 南会津町御蔵入交流館 多目的ホール  
(住所: 南会津町田島字宮本東22)

**参加費** 無料!

**申込締め切り** 平成29年5月1日(月)  
\*事前申し込みが必要です。電話でお申し込みください。

《申し込み先・問い合わせ先》  
一般社団法人福島県精神保健福祉協会南会津支部  
事務局 福島県南会津保健福祉事務所内  
電話: 0241-63-0305

主催 一般社団法人福島県精神保健福祉協会南会津支部  
共催 福島県南会津保健福祉事務所  
下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町

## 平成29年 5月 外来診療予定表

朝日診療所

予約による診療です。前日までに予約してお越しください。

電話予約受付時間 午後1:30~午後3:00 (休診日をのぞく月~金)

電話予約受付専用番号 0241-84-2200

※急患のときは(夜間や休日のときも) まず、0241-84-2221(代)にお電話を。

※診察券をお持ちの方は、お手元に用意してお電話ください。

※医師不在等により予定が変更になる場合があります。

		1(月)		2(火)		3(水)		4(木)		5(金)		6(土)	7(日)
		1診	2診	1診	2診	休診		休診		休診		休診	
午前	若山	森	渡邊	森									
午後		-	根元	-									
		8(月)		9(火)		10(水)		11(木)		12(金)		13(土)	14(日)
		1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	休診	
午前	若山	森	渡邊	森	根元	渡邊	若山	森	若山	森			
午後		-	根元	-	若山	-	渡邊	-	渡邊	-			
		15(月)		16(火)		17(水)		18(木)		19(金)		20(土)	21(日)
		1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	休診	
午前	若山	森	渡邊	森	根元	渡邊	若山	整形	若山	森			
午後		-	根元	-	若山	-	渡邊		渡邊	-			
		22(月)		23(火)		24(水)		25(木)		26(金)		27(土)	28(日)
		1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	休診	
午前	若山	根元	渡邊	森	根元	渡邊	若山	森	若山	森			
午後		-	根元	-	若山	-	渡邊	-	渡邊	-			
		29(月)		30(火)		31(水)							
		1診	2診	1診	2診	1診	2診						
午前	若山	根元	渡邊	森	根元	渡邊							
午後		-	根元	-	若山	-							

## 平成29年度 只見町克雪対策事業補助金のご案内

町では、昨年に引き続き雪に負けない暮らしづくりを推進するため、町内在住者の自己所有住宅等に対し克雪対策事業を行う方に補助金を交付します。

また、平成25年度から除雪路線となっている道路に面した車庫・倉庫等で道路に雪が落ちない様に雪止めを設置する補助を追加し、さらに27年度から、同条件の車庫・倉庫で屋根改良(片屋根)により落雪しない改良となるものを追加いたしましたのでご活用ください。

※(補助対象物件は、これから工事を実施する予定のものに限定されます。すでに実施済み又は工事中のものは対象となりませんのであらかじめご了承ください。)

### ■ 補助金を受けることができる方

- ①町内に住所を有し、町税その他町に納付しなければならない料金を完納している方。(同居者含む)
- ②住宅は自己の所有で居住の実態があり、町内に住所を有する専用住宅等。(借家の居住者の申請不可)  
※一つの住宅に2つ以上の世帯がある場合は、1世帯を限度に補助金を支給。
- ③整備に際し、道路、公共施設又は隣接する第三者に対し迷惑にならない構造である事。
- ④当該工事の契約の相手方または施工者が町内業者である事。ただし、設置する設備等で特許があり、町内業者が施工できない場合は、特許内容を証明する書面等により町外業者とする事も可。  
(個人で自らが工事を実施される場合は対象となりませんのでご注意ください。)

※この補助金は皆様方の町税を活用した補助事業です。よって、町内事業者の活性化に寄与する事と、施工後の善良な管理をお願いするため、契約先等の業者を可能な限り町内をお願いしています。

※この補助金の適用を受けると15年間はこの制度を利用できません。また、一定期間、機器の処分制限がかかりますので、住宅の転売等を目的に設備の設置はできません。

### ■ 補助金の対象工事及び補助金の額(屋根改良と住宅周囲融雪設備設置はどちらかの事業のみ)

補助の対象となる工事は、「屋根改良事業」と「住宅周囲融雪設備設置事業」と「危険屋根雪止め設置事業」及び「危険屋根改良事業(片屋根)」の4種類で、それぞれ該当する内容と補助金額が変わります。(補助額は1,000円未満切り捨て。)



事業	内容	補助額
屋根改良事業 (屋根融雪設備を含みます)	わら屋根をトタンその他、町長が認める屋根材に葺き替える工事又はトタン等の屋根であって克雪のために屋根を改良する工事若しくは屋根に融雪設備を設置する工事。	屋根改良工事費の <b>2分の1以内で30万円を限度。</b> ※要援護世帯は50万円限度 新築住宅の場合は、電気等を利用する融雪設備の設置のみ該当。
住宅周囲融雪設備設置事業	専用住宅等において、住宅の周囲(主要な国・県・町道に接続する私道を含む)融雪設備を設置する工事。	住宅周囲融雪設備設置工事費の <b>2分の1以内で20万円を限度。</b> ※要援護世帯は30万円限度
危険屋根雪止め設置事業	専用住宅以外(車庫・倉庫等)に雪止めを設置する工事。	工事費の <b>2分の1以内で10万円限度</b>
危険屋根改良(片屋根)事業	専用住宅以外(車庫・倉庫等)が国・県・町の除雪する道路に面し、屋根からの雪が道路等に落ち、通行等に支障が生じる危険な状態の建物の屋根改良(片屋根)により道路に落雪しない構造にする工事。	危険屋根改良(片屋根)工事費の <b>2分の1以内で30万円を限度。</b> ※要援護世帯は50万円限度 (※)上記の事業(雪止めを除く)と一緒に実施可能。 <b>【併用の場合は半分の額が限度】</b> 事業別に見積書の提出が必要

【要援護世帯】	要援護世帯は以下の通りです。
高齢者世帯	1 世帯全員が満65歳以上の者のみで構成されている世帯(1人暮らしを含む。) 2 満65歳以上の高齢者及び義務教育終了前の児童のみで構成されている世帯
障害者世帯	世帯主が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に定める障害の級別が1級から4級までの障害者である世帯
精神障害者又は知的障害者世帯	世帯主が身体障害者福祉法施行規則に定める障害の級別が1級から4級までの精神障害者又は知的障害者である世帯
父子又は母子世帯	配偶者のいない男子又は女子及び義務教育終了前の児童のみで構成されている世帯

### ■ 申請にあたって

#### ◇申請方法

役場環境整備課に申し込み書類等を準備しておりますのでお申し出ください。

※補助金の適正な支出を行うため、細かい制約事項や、図面や写真その他書類提出が必要ですので予めご了承ください。

～申請から補助金交付までのおおよその流れ～

#### ①補助金交付申請書の提出(申請者)

##### 【添付書類】

- (1) 克雪対策事業を実施する専用住宅等の位置図及び当該事業の実施前の写真
- (2) 克雪対策事業を実施する専用住宅等の所有を証する書類の写し  
(登記事項証明書、土地・家屋名寄帳、等)
- (3) 克雪対策事業に係る設計図書(平面図、立面図、設備図、見積書等)  
※危険屋根雪の「雪止め設置事業」「屋根改良(片屋根)」を実施する場合は、他の事業と見積書は別にして下さい。
- (4) 町税の納税証明書
- (5) 要援護世帯にあっては、申請時において要援護世帯である事が確認できる証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類  
※但し、(4)及び(5)の書類については、同意のうえ町で確認できれば省略可

#### ②補助金交付決定(役場)

#### ③工事施工(申請者)

#### ④工事完了後に実績報告書の提出(申請者)

##### 【添付書類】

- (1) 克雪対策事業実施中・実施後の状況を示す写真及び資材の写真
- (2) 克雪対策事業に係る工事契約書の写し
- (3) 克雪対策事業に係る支払いを証明する領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### ⑤補助金確定通知書(役場)

#### ⑥補助金の請求書の提出(申請者)

#### ⑦補助金の支払い(役場)

#### ◇申請の受付期間

平成29年度の受付期間は平成29年5月10日(水)から平成29年5月26日(金)となります。なお、補助の対象となった事業は平成30年1月31日(水)までに完了し、実績報告書の提出していただく事となります。

※補助は予算の範囲内となります。

※申請書提出時及び完了時には、職員による現地確認を行いますのでご協力をお願いします。

## 注意事項

### (1) 【専用住宅以外】危険屋根雪止め設置事業について

専用住宅以外（車庫や倉庫等）を対象としたものとして「危険屋根雪止め設置事業」と「危険屋根改良（片屋根）事業」の2つの事業があります。

これは、近年子どもたちへの安全・安心の関心が高まり、通学路の改善が強く要望されている事や車社会の発達により、屋根からの落雪による歩行者事故などが全国的にも問題となっています。万が一道路への落雪による事故が起きた場合には、所有者も重大な事故責任を問われかねません。この事業はそれらを防止するために、専用住宅以外（車庫・物置等）が、国・県・町の除雪する道路に面し、屋根の雪が道路や歩道に落ちている場合、建物の屋根に雪止めを設置する工事又は片屋根に改良する工事を対象にしています。この事業を活用し、道路への落雪が無いように適切な管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、この事業は屋根改良事業または住宅周囲融雪設備設置事業と併用ができます。

### (2) 予算額を超える場合の抽選方法について

予算額を超える事となった場合には、以下の通り優先順位を決め上位から補助金の交付を決定します。

また、同一の優先順位内で予算額を超える事となった場合には、町長を抽選者とする公開抽選により順位を決め、決定した順位により予算の範囲内まで補助金の交付者を決定します。（該当者には別に通知）

なお、今年度の申請者の中で予算額を超えたため該当にならなかった方は、次年度の予算の範囲内で優先に事業を採択します。（※来年度に申請を持ち越し、来年度に事業を実施する場合のみ）

#### 【優先順位】

1位 要援護世帯の申請者のうち、屋根改良、葺き替えなど事業費が高額で工事日数を要する工事。

⇒ 2位 要援護世帯の申請者のうち、上記以外の工事

⇒ 3位 一般世帯の申請者のうち、屋根改良、葺き替えなど事業費が高額で工事日数を要する工事。

⇒ 4位 一般世帯の申請者のうち、上記以外の工事

### (3) 補助金の交付決定前の事業着手について

補助金の交付が決定する前に、事業を開始した場合や事業をすでに完了した場合は、事業の対象となりませんのでご注意ください。（補助金の申請後に現地調査をしますので、その際に該当する箇所の工事着手が認められた場合には補助の対象となりませんのでご注意ください。）

### (4) 道路、隣の所有者の土地等への落雪について

住宅と道路との距離が十分に無く、設備の設置により道路への落雪が想定される場合には、補助の対象とならない場合があります。（落雪を防止する雪止めの設置は補助対象）落雪する距離については、屋根勾配や屋根の高さなどにより、計算式に基づき算出をさせていただきます。また、落雪先が隣の所有者の土地などになっている場合にはその土地の所有者の同意書が必要となりますのでご注意ください。

### (5) 屋根改良事業の新築住宅の場合の補助対象について

屋根改良事業を新築住宅に実施する場合の補助対象は、電気エネルギー等を利用する設備を設置する場合のみが対象となります。（片屋根での新築、雪止め、雪割りの設置などは補助対象外です。）

### (5) 補助金の支払いについて

この補助金は、業者への支払いも含めて全ての工事が完了してから提出する実績報告書が適正と認められた場合に支給をします。事業開始時や事業途中での支給はありませんのでご注意ください。

#### ●お問い合わせ先

環境整備課 地域整備係 TEL：82-5270 FAX：82-2845

## 具体的な工事例

### （専用住宅以外の建物用）

#### 「危険屋根雪止め設置事業」

#### 「危険屋根改良（片屋根）事業」

専用住宅以外（車庫・物置）が、冬期間除雪を行う道路に面し、屋根の雪が道路に落ちている建物に限り、屋根に雪止めを設置する工事に加え屋根を落雪しない構造（片屋根）に改良する工事を補助対象としました。

落雪による事故は、所有者にも重大な責任を課せられる場合がありますので活用をご検討ください。

※屋根改良事業、住宅周囲融雪設備設置事業との併用ができます。

（専用住宅以外の建物用）

道路へ落雪を防ぐための雪止め設置

（屋根改良「片屋根」）も対象



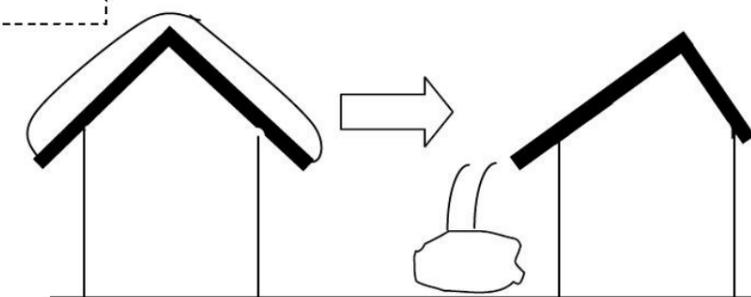
### ■「屋根改良事業」

（※屋根材等は町の景観ガイドラインに配慮した茶系の色を出来るだけ使用して下さい。）

①古くなり雪が落ちにくい屋根（萱葺き）などを新しいトタンに全面的に張り替えを実施する。



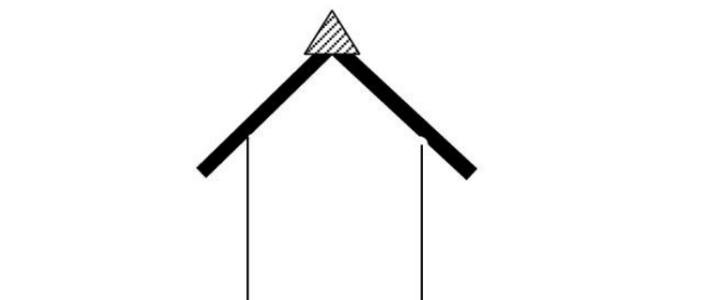
②屋根の傾斜を変えて、雪が落ちやすい構造にする。（片屋根などへの変更）



③屋根への融雪設備の設置

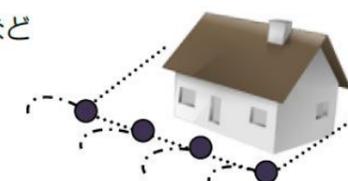


④落雪を容易にするための雪割り等の設置



### ■住宅周囲融雪設備設置事業

地下水等を利用した住宅周囲の消雪設備の設置など



# 広報 ただみ おんらせぼん

第 2 0 8 6 - 4 号  
平成 2 9 年 4 月 2 8 日  
発行：只 見 町  
編集：総 合 政 策 課  
広 報 広 聴 係

<http://www.tadami.gr.jp/>  
E-mail [koho@town.tadami.lg.jp](mailto:koho@town.tadami.lg.jp)



ブナリン



イワッペ



アカショウちゃん

## 「スクエアダンス」参加者募集！

スクエアダンスを体験してみませんか？男女問わず楽しく出来るダンスです。体験してみたい方は是非ご参加ください。（参加は無料です）

- と き 5月10日（水）午後7時～午後9時
- と ころ 只見振興センター集会室
- 持 ち 物 動きやすい服装、上履き
- 定 員 10名程度
- 申込期限 5月10日（水）午後5時
- 申 込 先 只見振興センター（Tel 82 - 2141）

〈只見振興センター〉

## みんなの伝言板

### 「渡部等油絵展」のお知らせ

地元只見～南会津の風景を中心に展示した油絵展を次のとおり開催しますので、お気軽にご覧下さい。

- 期 間 5月9日（火）～6月13日（火）
- と ころ 季の郷湯ら里・ロビーギャラリー
- 展示内容 油彩画約30点展示（只見川の森風景・雪景・はさ木・その他）
- 問合せ先 渡部 等（Tel 84 - 2966）

### 財務省福島財務事務所より

#### 「多重債務・貸金業に関する相談窓口」のお知らせ

財務省福島財務事務所では次のような相談を受け付けています。秘密厳守、相談無料です。一人で悩まずお気軽にご相談下さい。

- 相談内容
  - ・返済しきれない借金に関すること
  - ・貸金業者や、いわゆる「ヤミ金融」業者に関する情報
  - ・不正に利用されている預貯金口座に関すること
- 相談窓口 財務省福島財務事務所 理財課（福島市松木町13-2）  
受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）  
午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分  
電 話 024 - 533 - 0064（多重債務相談窓口専用）

## みんなの伝言板

### 福島県南会津振興局より 原子力損害賠償に係る巡回法律相談の実施について

福島県では、福島県弁護士会と連携し原子力損害賠償に係る法律相談を実施しております。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

なお、事前予約制としておりますので、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

#### ○弁護士による巡回法律相談

- ・相談できること 請求手続きに関する不明な点やお困りの点等について
- ・相談料 無料
- ・相談時間 30分（午後1時30分から午後3時45分の間に実施）
- ・と き 6月7日（水）
- ・と ころ 福島県南会津合同庁舎4階会議室（南会津町田島字根小屋甲4277-1）

#### ○問合せ先 福島県原子力損害対策課内（TEL024-521-8216）

（受付時間／午前8時30分～午後5時15分※平日）

### 福島県南会津地方振興局県税部より「自動車税」納期限のお知らせ

平成29年度自動車税の納期限は5月31日（水）です。お送りする納税通知書により、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又はクレジットカードで納期限までに納付してください。

#### ○コンビニ・クレジットカード納付のお知らせ

自動車税はコンビニエンスストアや、MMK（マルチメディアキオスク）端末設置店舗でも納めることができます。納付可能な店舗は、下郷町に3店舗、只見町に2店舗、南会津町に6店舗あります。

また、平成28年度から、パソコンやスマートフォンの専用画面を利用してクレジットカードにより納付ができます。ただし、クレジットカードによる納付の場合、納税証明書は送付されませんのでご注意ください。また、支払い手続きが完了してから、県で納付の確認ができるまでに時間がかかりますので、車検が間近な方は、金融機関等で納付してください。

どちらも利用できるのは納期限までとなっております。

#### ○身体障がい者等のための減免制度のお知らせ

福島県では、身体等に障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件に該当する方（※）については、納税義務者の申請により自動車税を減免しています。

平成29年3月31日（金）までに身体障がい者手帳等の交付を受け減免の要件に該当される方は、関係書類を整えた上で、納期限（平成29年5月31日）までに地方振興局県税部に申請してください。納期限を過ぎると、全額を減免することはできませんのでご注意ください。

なお、平成29年4月以降に手帳の交付を受け減免の要件に該当する場合は、申請日に応じて月割により減免されます。

※減免の対象となる自動車は、4月1日午前0時現在の車検証に記載されている所有者（所有権留保の自動車については使用者）が障がい者ご本人である必要があります（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を除く）。

#### ○問合せ先 福島県南会津地方振興局県税部（TEL0241-62-5212）

（TEL0241-62-5214）